

宮城学院女子大学研究紀要に関する規程

(趣旨)

第1条 宮城学院女子大学（以下「本学」という）は、学術研究（調査・実験を含む）の成果を公表することを目的として、研究紀要を発行する。

(名称)

第2条 研究紀要の名称は「宮城学院女子大学研究論文集」（以下「論文集」という）とする。

(編集委員会の設置)

第3条 研究紀要の編集を行うために編集委員会を置く。

- 2 編集委員の選出は、選挙管理委員会の管掌により、「採用人事および昇任人事に関する規程」第10条に定める7部門の部門登録を準用し、各部門において1名ずつを選出する。
- 3 編集委員の互選により、編集委員代表1名を選出する。
- 4 任期は2年とし、連続2期となるとき辞退することができる。
- 5 編集委員に欠員が生じたときには「教授会役員選挙規程」第24条により補充する。

(編集委員会の任務)

第4条 編集委員会は次の各号の任務を遂行する。
一 編集に関する業務。
二 寄稿論文掲載の可否の決定。
三 寄稿論文の査読にあたって、編集委

員会が必要と認めた場合には、査読委員を委嘱することができる。

(投稿資格)

第5条 論文集に寄稿することができる者は、次の通りとする。

- 一 本学専任教員および契約教員
- 二 本学専任教員の推薦により、編集委員会の承認を受けた者

(執筆規定)

第6条 執筆規定については別に定める。

(発行)

第7条 論文集は原則として年2回（6月・12月）定期発行する。

- 2 特別な企画がある場合は、特別号を発行できるものとする。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は編集委員会を経て教授会の議を必要とする。

附則

- 1 本規程は、2003年11月19日より施行する。
- 2 発行号数は文化学会「研究論文集」の号数を連続させるものとする。

宮城学院女子大学研究論文集 121号

発 行 日	2015年12月31日
発 行 所	宮城学院女子大学 紀要編集委員会 編集委員代表 九里順子
所 在 地	宮城学院女子大学内 (〒981-8557) 仙台市青葉区桜ヶ丘9-1-1
印 刷	川嶋印刷(株) 仙台営業所 (〒984-0065) 仙台市若林区土樋8 パルメゾン土樋707